



## タックスアップデート

## 2018年2月 タックスアップデート要旨:

- ▶ Decree第20/2017/ND-CP号に含まれる借入利息の損金算入についての制限（利払前、税引前、減価償却前利益。以下、EBITDA）に関する決定の発行について
- ▶ サービス提供後、相当期間経過後に発行されたインボイスに対する法人税（CIT）と付加価値税（VAT）の取扱いについて
- ▶ ベトナム国外での利用を目的として海外から購入したソフトウェアに適用される外国契約者税（FCT）について

Decree 第 20 号に含まれる借入利息の損金算入制限条項に関して、地方税務局は下記の個別照会の結果を公表しており、これにより企業に対する様々な懸念事項が発生。以下詳細：

Decree 第 20 号による借入利息の損金算入制限の適用対象は、関連者間取引のみに適用されるか、あるいは独立企業間取引にも適用されるかについて、下記の 2 つの異なる見解の個別照会の結果が発表されました。

- ▶ Binh Duong 省税務局の事例：EBITDA は関連者間取引にのみ適用される。  
(2017 年 12 月 12 日付公式文書 21065/CT-TT&HT (OL 21065) )
- ▶ ハノイ税務局の事例：借入利息が関連者間取引または独立企業間取引に関わらず、EBITDA20% は、全ての借入利息に適用される。(2018 年 1 月 3 日付公式文書 208/CT-TT&HT (OL 208);  
2018 年 1 月 15 日付公式文書 1990/CT-TTHT (OL 1990);  
2018 年 1 月 24 日付公式文書 OL 3966/CT-TTHT (OL 3966))

地方税務局の見解が異なるため、関連者間取引を行う企業は、借入利息の取り扱いについて税務当局と協議の上、適切な法人税の納付について確認する必要があります。

また、ハノイ税務局は損金算入可能な借入利息に関して、下記の追加的な指針を発表しています。

- ▶ EBITDA20% の制限は 2017 年度課税年度 (OL208) における全ての借入利息に適用されます。
- ▶ 企業の EBITDA がマイナスの場合、課税年度内に発生した借入利息合計は損金不算入となります。但し、本規定では将来的に EBITDA がプラスになる場合、損金算入されなかった借入利息が損金算入として将来において認められるかどうか明記されていません(OL 1990)。
- ▶ 特定のプロジェクトに関連し、取得原価に算入された支払利息については、EBITDA20% の制限の対象となる支払利息金額から差し引かれます(OL 3966)。
- ▶ 関連者取引企業の損金算入可能な借入利息算出に EBITDA20% を適用する場合、課税年度内に発生する借入利息と預金利子、貸付利息等の相殺はできません。

その他の地方税務局がハノイ税務局と必ずしも同じ見解であるとは限らない点にご留意ください。

**2017 年 11 月 9 日付のオフィシャルレター 11014/CT-TTHT (OL 11014) : サービス提供後、相当期間経過後に発行されたインボイスに対する法人税 (CIT) と付加価値税 (VAT) の取扱いについて**

サービスが完了したにもかかわらず、相当期間が経過した後にインボイスが発行された場合、サービス完了時とインボイス発行時の帳票等不足により、そのサービス費用は法人税上、損金不算入とされ、また付加価値税も還付（相殺）の対象となりません。

但し、企業が実際のサービス提供時期を示す帳票や、インボイスの発行遅延に関するサプライヤー側での罰金の支払の証明書やその他説明文書等を提示することができれば、インボイス記載金額のサービス完了年度内での損金算入が認められます。それに応じて企業は法人税を修正することが可能となります。

**2017 年 12 月 15 日付のオフィシャルレター 5763/TCT-CS(OL 5763) : ベトナム国外での利用を目的とする海外からソフトウェアの 購入額に対する外国契約者税の税率に関する規定について**

税務局発行の OL 5763 によると、海外から購入したソフトウェアをベトナム国外に販売し、そのソフトウェアが海外で利用される場合、その購入額に対して外国人契約者税が課税されます。

## Contact

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young Vietnam Limited for more information on this update or our Tax & Advisory Services:

### Ha Noi Office

**Huong Vu** Partner  
huong.vu@vn.ey.com

**Trang Pham** Partner  
trang.pham@vn.ey.com

**Nhung Nguyen** Executive Director  
nhung.hong.nguyen@vn.ey.com

### Japanese Business Services

**Junichi Harada** Manager  
junichi.harada@vn.ey.com

### Korean Business Services

**Kyung Hoon Han** Manager  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Ho Chi Minh Office

**Robert King** Partner  
robert.m.king@vn.ey.com

**Thinh Xuan Than** Partner  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

**Phat Tan Nguyen** Partner  
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

**Thy Anh Huynh** Partner  
thy.anh.huynh@vn.ey.com

### Japanese Business Services

**Takahisa Onose** Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

### Korean Business Services

**Kyoung Bae Han** Director  
kyoung.Bae.Han@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2018 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

VN No. 030902004.  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

**ey.com**